

ロシア連邦政府

決定

2025年2月26日付第229号

モスクワ

ロシア連邦からの製品ガソリンの一時的輸出禁止措置の導入について

2014年5月29日付ユーラシア経済同盟に関する条約第29条および第47条、同条約への附属書第7号、連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第21条にもとづき、また、ロシア連邦のエネルギー安全保障のために、ロシア連邦政府は以下の通り**決定する**：

1. 取引所取引で入手したものを含め、製品ガソリン（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2710 12 411 0～2710 12 90 0）（以下、「商品」）のロシア連邦からの輸出を一時的に禁止する旨を定める。

2. 本決定第1項に記載された一時的禁止措置は以下に対しては適用されない：

a) ロシア連邦の決定にもとづいて外国国家に対する国際的人道支援のためにロシア連邦領内から搬出される商品；

b) 2013年3月29日付ロシア連邦政府決定第276号「原油、および石油から製造された特定のカテゴリの商品に対する輸出関税率の計算ならびにロシア連邦政府の若干の決定の失効認定について」で承認された、石油から製造された特定のカテゴリの商品に対する輸出関税率計算方法の第2項で定められた係数 n として1 t当たり0ルーブルが適用されるような、ロシア連邦領内から（国際的政府間協定の枠内でおよびユーラシア経済同盟加盟国向けに）搬出される商品；

c) ロシア連邦領外で始まり、終わる国際トランジット輸送の枠内でロシア連邦領内から搬出される商品、ならびにロシア連邦領内の地点同士の間を外国国家領土を経由して輸送される商品、および（または）ユーラシア経済同盟の関税領域内の地点同士の間を外国の港に寄港することなく、海上輸送機関で運送される商品；

d) 水上、航空、鉄道もしくは自動車輸送手段のタンクの中に貯蔵され、その運行中に消費される商品；

e) 外国国家領土内に所在するロシア連邦軍隊の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；

f) バイコヌール市（カザフスタン共和国）および「バイコヌール」施設敷地内に所在するロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；

g) スピッツベルゲン群島所在のロシア連邦機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；

h) 本決定が発効する日まで（同日を含む）にユーラシア経済同盟の関税領域からの搬出を認める通関手続きに付された商品で、本決定が発効する日までに公開型株式会社「ロシア鉄道」が運送および（または）輸送のために引き受けた商品、もしくは本決定が発効する日までに海洋船舶への船積指示書が作成されていた商品；

i) 自然人が個人的使用のために持ち出す商品；

j) 補給物資として移動される商品；

k) ロシア連邦の排他的管轄下にある水上船舶、人工島、構造物、設備、その他の施設の機能（操業、利用）を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；

l) 部外秘；

m) 部外秘。

3. ロシア連邦経済発展省はユーラシア経済委員会に対して本決定第1項に記載された一時的禁止措置の導入について所定の手順により通告するものとする。

4. 本決定は2025年3月1日に発効し、2025年8月31日（同日を含む）まで有効となる

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン